

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの徹底は事業拡大する上で重要課題と位置付けており、経営方針の一つに「人間として正しいか正しくないかを経営判断とする。」を挙げ、高い倫理道徳観をもって経営活動を行うことを基本としております。こうした経営方針に従業員に啓蒙し、事業運営における法令遵守、経営の健全性、透明性の維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載する事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
英知興産株式会社	1,470,000	63.91
株式会社SBI証券	65,000	2.82
池谷 誠一	49,000	2.13
auカブコム証券株式会社	43,600	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH. LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS : CLIENT OMNI OM25 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	35,800	1.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	34,600	1.50
吉岡 裕之	34,400	1.49
株式会社Kazay	33,600	1.46
楽天証券株式会社	28,600	1.24
ビーアンドビー従業員持株会	22,900	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	英知興産株式会社
-----------------	----------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

英知興産株式会社は、当社取締役会長である和田山英一及びその親族が100%出資する資産管理会社であり、当社の議決権を過半数所有しております。しかしながら、英知興産株式会社は資産管理会社として以外に特段の企業活動を行っておらず「親会社」には該当しないものと判断しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、原則的に、支配株主との間で取引を行っておりません。取引が発生する場合は、その取引が当社経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適性であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西端 雄二	他の会社の出身者											
伊藤 寛治	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西端 雄二	○	——	元経営者としての経験に基づき幅広い見識を有していることから、社外取締役として、事業運営への適切な監督と助言を頂けるものと判断して選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
伊藤 寛治	○	——	元経営者としての経験に基づき幅広い見識を有していることから、社外取締役として、事業運営への適切な監督と助言を頂けるものと判断して選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

報酬諮問委員会は取締役会長を議長とし、社外取締役2名、取締役会長1名の3名で構成されており、委員のうち過半数を社外役員とすることで、当社取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として設置しております。なお、当委員会は取締役会の諮問に基づき、次の各事項を審議し、取締役会に対し助言・提言を行うこととしております。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

b. 取締役の個人別の報酬等の内容

c. 前2号を決議するために必要な基本方針等の制定、変更、廃止

d. その他、取締役の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人監査の3つを基本としております。それぞれの実効性を高め、かつ、全体としての監査の質的向上と有機的な連携や相互補完を図るため、監査役、社長室(内部監査を担当)及び会計監査人は、定期的に三様監査会議を開催し、各監査間での監査計画と監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野村 祥子(戸籍名:鈴木 祥子)	弁護士													
鳥山 昌久	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 祥子(戸籍名:鈴木 祥子)	○	——	弁護士としての経験に基づき幅広い法務面での見識を有していることから、社外監査役として適切な監査が可能と判断して選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
鳥山 昌久	○	——	公認会計士ならびに税理士としての経験に基づき幅広い会計・税務面での見識を有しているから、社外監査役として適切な監査が可能と判断して選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上に対する意欲と士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上と当社に貢献のある取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別開示はしていませんが、取締役、監査役、社外役員の区分けを設け、それぞれの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定につきましては、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役については報酬諮問委員会による協議を踏まえ、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役会において取締役の報酬を決定することとしております。各監査役の報酬額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の説明や資料の配布等を事前に実施するなど、時間的余裕を確保できるように早期の配布に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成されております。毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、他社の代表取締役を務めた経験があり、経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監督を行うことを期待して選任しております。事務局を経営管理部が担当し、会議の運営や議事録作成を行っております。

内部監査につきましては、社長の命を受けた社長室が内部監査人として、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査人は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、経営の有効性、効率性を確保するための業務遂行上の仕組みや、財務報告の適格性、信頼性を確保するための仕組み、法令等の遵守、資産の保全を目的とするための仕組みが有効に機能するよう、監査を実施し、もって事業計画の達成に寄与することを基本方針としております。

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。監査役会は常勤監査役が議長を務め毎月1回開催され、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。また、緊急を要する事項があれば必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、社外監査役は弁護士としての法的知見及び公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見を有しており、専門的観点から取締役の業務執行を監視することを期待して選任しております。

監査役会には補助使用人はおりませんが、社長室(内部監査担当)と連携して監視活動を行っており、定期的に会計監査人を含めた三者によるミーティングを行うなど情報交換を密にし、監査機能の向上を図っております。

取締役の報酬等については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しております。なお、2019年12月9日開催の臨時取締役会において、当社取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会の設置を決議し、2020年1月29日に設置しており、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。各取締役の固定報酬については、代表取締役社長和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経たうえで、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議に一任しております。役員賞与につきましては、報酬限度額の範囲内で、業績や従業員賞与の支給状況等を総合的に勘案し、報酬諮問委員会の審議と答申を経たうえで、取締役会で協議して決定いたします。

また、役員退職慰労金については役員退職慰労金規程に基づき各役員の退任時に支給する予定であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化する中において、顧客、投資家、社員、地域社会、及び、当社を取り巻くより広範囲な社会との相互信頼を構築し、維持していくという視点から、経営の健全性・効率性・透明性を確認することが重要と考えております。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知を早いタイミングで発送するように努めております。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月31日決算であることから、多くの株主に出席いただくために、定時株主総会の開催日は1月後半に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針として「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、個人投資家向けの説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算発表時の年2回、機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトにおいて、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIR担当となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点にたち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。また「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」を定め、全社員に周知徹底することにより、すべてのステークホルダーから信頼を得るように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対し、事業・財務状況などの会社情報を適時・適切に開示することは上場企業としての責務であると考えております。常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、その実効性の向上を目指し、以下に述べる体制や事項に関して制度や組織を整え、会社法および会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保しております。また、内部統制システムの整備・運用状況を評価検証し、是正が必要な場合は改善措置を講じることとしております。

1. 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - (2) 取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
 - (4) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
 - (5) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
 - (2) 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
 - (2) 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (3) 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
 - (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 6. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - (2) 当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - (3) 当社の取締役及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (4) 当社の取締役は、上記(2)又は(3)の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - (5) 監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - (2) 社長室(内部監査を担当)は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び社長室に報告を求める。
 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、社長室を内部統制の担当部門とし、代表取締役社長を委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長和田山朋弥は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

また、新規取引先については、見積提出時にGoogleにて検索を行い、取引開始時に日経テレコンの情報を活用して、反社会的勢力に関する情報を入手し、内容を確認したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。既存取引先については、原則として年に一度、日経テレコンの情報を活用しながら定期的な確認を行っております。その他、役員に関しても、定期的に本人及び関連当事者について反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、反社体制の社内推進担当者をはじめとする役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。万一来て、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、大阪府暴力追放推進センター、暴力団追放運動推進都民センター、神奈川県暴力追放推進センターに加盟しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

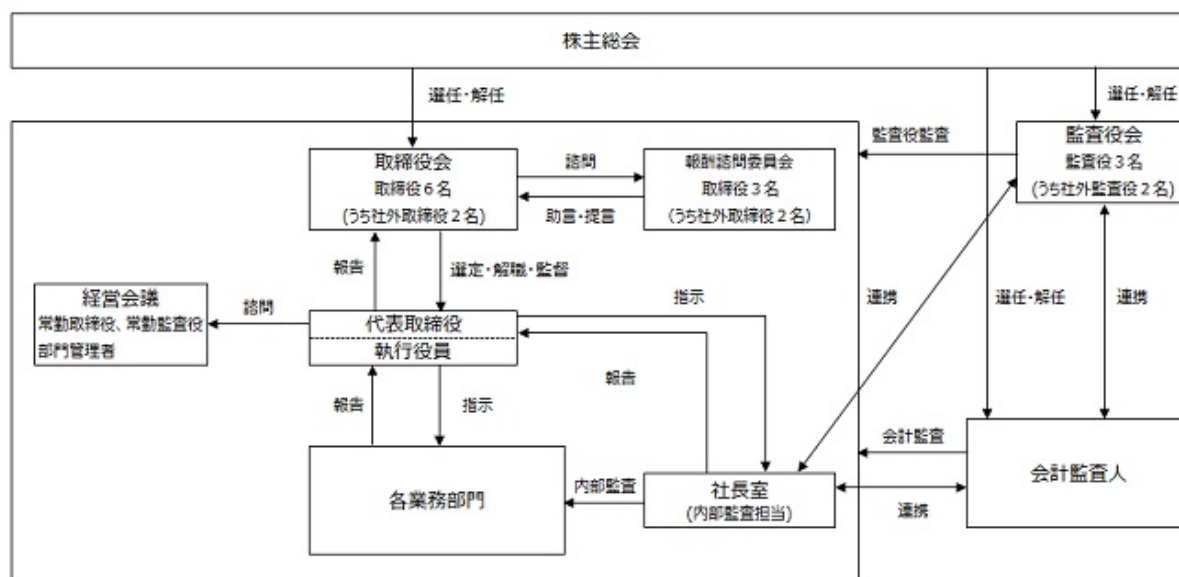
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

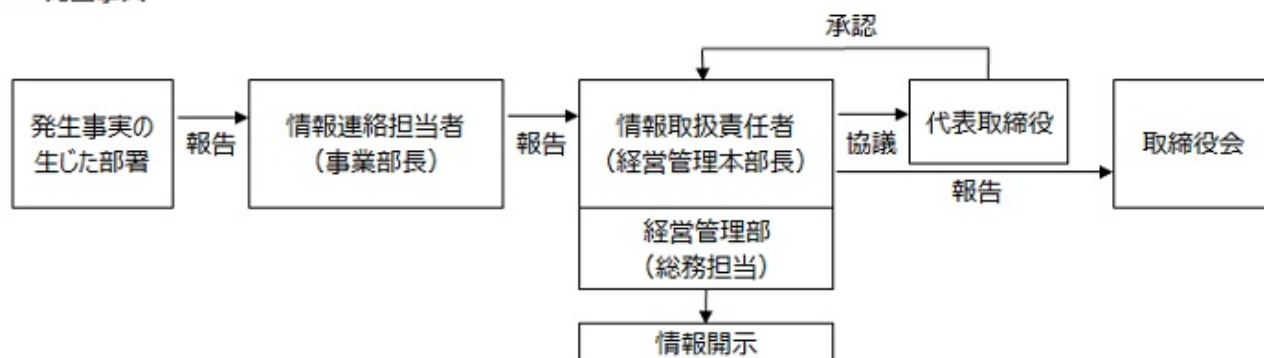
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】

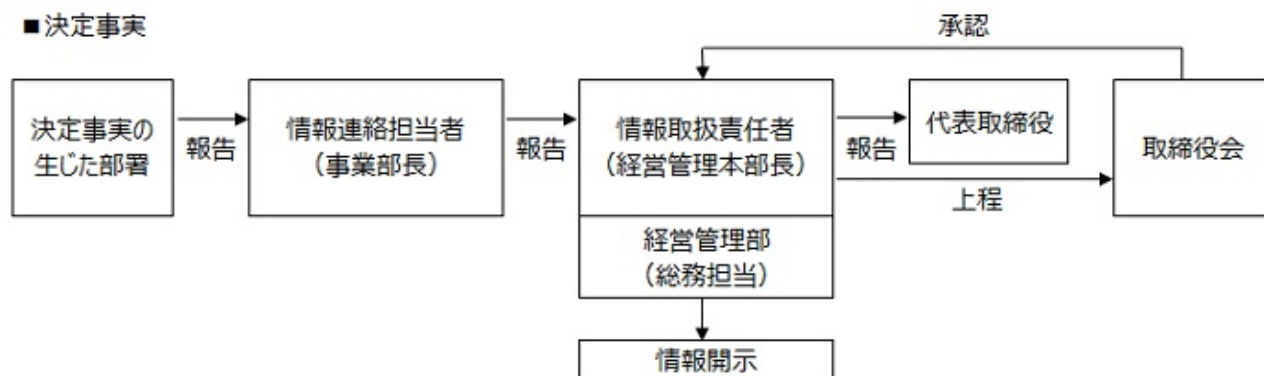


【適時開示体制の概要（模式図）】

■発生事実



■決定事実



■決算情報

